

つくば市産業振興センターコワーキングスペース定期利用席の利用者 選定方法に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、つくば市産業振興センター条例施行規則（平成21年1月27日つくば市規則第2号）（以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する「その他公正な方法」による利用者の選定方法を定め、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 つくば市産業振興センター条例（平成20年12月26日つくば市条例第38号）（以下「条例」という。）及び施行規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定 センターコワーキングスペース定期利用席の利用者を選ぶこと
- (2) 抽選 くじ引きにより選定すること

(選定方法)

第3条 センターコワーキングスペース定期利用席の利用者選定については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 選定対象 センターコワーキングスペース定期利用席における指定席（以下「指定席」という。）及び自由席（以下「自由席」という。）の利用希望者
- (2) 選定条件 次年度の一斉利用申請において、指定席及び自由席がそれぞれ定数を上回る利用希望者から申請があったとき。
- (3) 選定基準 別表の項目について、指定席及び自由席それぞれについて該当する項目数が多い利用希望者から順に利用者を選定する。
- (4) 抽選 選定基準で決まらない場合は、抽選で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、施行の日から施行する。

別表

1	つくば市内の新規中小企業者
2	筑波大学発ベンチャーとして認定されている法人
3	つくば市内の国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究に従事する者で起業を計画している者
4	つくば市内の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園を除く。)をいう。)に通学する者
5	過去 2 年以内にスタートアップに関するつくば市の補助金の交付を受けた実績がある者
6	過去 2 年以内につくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業においてスタートアップ賞に採択された実績がある者
7	つくば市登録スタートアップ制度に登録している者で、利用申請時点で創業 10 年未満の者
8	過去 2 年以内につくば市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業の支援を受けた者で、証明書の発行を受けた者
9	新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発による起業を計画している者であって、つくば市民である者
10	新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発をする法人又は個人事業主であって、本店所在地又は納税地がつくば市内である者